

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（素案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、この条例に定めるもののほか、法で使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>— 周辺住民等 旅館業を営もうとする施設又は営業施設がある建物に係る敷地及びその敷地に隣接又は近接（当該敷地からの距離がおおむね10メートルの範囲をいう。する土地に存する建物の使用者又は管理者</p> <p>— 営業施設 旅館業の営業に係る施設（標識の設置等）</p> <p>第3条 法第3条第1項に規定する許可を受けて旅館業を営もうとする者（以下「申請予定者」という。）は、周辺住民等に旅館業に係る営業計画の周知を図るため、当該許可の申請に先立って、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び名義変更については、この限りでない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第4条 申請予定者は、規則で定めるところにより、周辺住民等に対し、説明会の開催又は戸別訪問（以下「説明会等」という。）により旅館業に係る営業計画について説明し、そ</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 法第3条第1項に規定する許可を受けて旅館業を営もうとする者（以下「申請予定者」という。）は、周辺住民等（<u>旅館業を営もうとする施設がある建物に係る敷地及びその敷地に隣接し、又は近接（その敷地からの距離がおおむね10メートルの範囲をいう。する土地に存する建物を所有し、又は建物に居住する住民等をいう。以下同じ。）</u>）に旅館業に係る営業計画の周知を図るため、当該許可の申請に先立って、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び名義変更については、この限りでない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 申請予定者は、規則で定めるところにより、周辺住民等に対し、説明会の開催又は戸別訪問（以下「説明会等」という。）により旅館業に係る営業計画について説明し、そ</p>

の内容を区長に報告しなければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の地位の承継及び名義変更については、この限りでない。

2 〔略〕

（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）

第7条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

営業施設については、次の換気措置を講ずること。

～ 〔略〕

（営業者の遵守事項）

第9条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

～ 〔略〕

事故の発生又は営業施設から発生する騒音その他の事象による周辺的生活環境の悪化を認識することができるようにするため、次条第10号に規定する部屋等に、営業時間中に営業従事者を常駐させ、営業施設周辺の状況を常時確認すること。

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第10条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

～ 〔略〕

次に掲げる基準に適合する部屋（営業時間中に営業従事者が常駐するための部屋をいう。）を設けること。ただし、事故の発生又は営業施設から発生する騒音、臭気等の影響による周辺的生活環境の悪化を認識することができる規則で定める場所に管理事務所等を設ける場合を除く。

ア 営業従事者が常駐するために十分な広さとすること。

イ 当該部屋の出入口は、客室を通らずに

の内容を区長に報告しなければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び名義変更については、この限りでない。

2 〔略〕

〔同左〕

第7条 〔同左〕

旅館業の営業に係る施設（以下「営業施設」という。）については、次の換気措置を講ずること。

～ 〔略〕

〔同左〕

第9条 〔同左〕

～ 〔略〕

〔新設〕

〔同左〕

第10条 〔同左〕

～ 〔略〕

〔新設〕

出入りすることができるように設置すること。

ウ 営業従事者が利用することができる便所を客室外に設置すること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第11条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

～ 〔略〕

2 〔略〕

3 前条第1号、第3号イ及びウ並びに第4号から第10号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

〔同左〕

第11条 〔同左〕

～ 〔略〕

— 適当な規模の玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けること。ただし、規則で定める基準に適合するときは、これらの設備を設けることは要しない。

2 〔略〕

3 前条第3号イ及びウ並びに第4号から第9号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 この条例の施行の際、現に法第3条第1項の規定により、旅館業営業を営もうとする者が旅館業営業許可を申請している施設及び旅館業営業許可を受けている施設については、第9条第6号、第10条第10号及び第11条第3項の規定により準用する第10条第1号及び第10号の規定は適用しない。